# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2024年9月17日提出

【計算期間】 第15期(自 2023年6月16日至 2024年6月17日)

【ファンド名】楽天日本株トリプル・ブル【発行者名】楽天投信投資顧問株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 東 眞之

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目6番21号

【事務連絡者氏名】 石舘 真

【連絡場所】 東京都港区南青山二丁目6番21号

【電話番号】 03-6432-7746

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

### 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

# (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引(以下「株価指数先物取引」といいます。)を 積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度と なることを目指して運用を行ないます。 ファンドの基本的性格

# 1)商品分類

单位型投信· 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
	国内	株 式	
単位型投信	海外	债 券 不動産投信	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産	特殊型 (ブル・ベア型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 2)屋性区分

投资対象资産	決算頻度	投资対象地域	特殊型
株式 一般	年 1 回	グローバル	
一版 大型株 中小型株	年2回	日本	ブル・ベア型
905000	年 4回	北米	
债券			
一般	年6回	欧州	
公债	(隔月)	1110000	条件付運用型
社债	banenuser:	アジア	
その他債券	年 12 回	SS 50905	
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
1 BALLETE IB	その他	アフリカ	
その他咨産	( )		
(株価指数先物取引)	92 92	中近東	
		(中東)	
咨查符合		ST 367	その他
( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	( )

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

組入れる資産そのものは株価指数先物取引ですが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(株価指数先物取引))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

#### <商品分類の定義>

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
  - (1)単位型投信: 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをい
- (2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファン ドをいう。 2.投資対象地域による区分
- - (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の
  - に動があるものをいう。 (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
  - (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ
- るものをいう。 3.投資対象資産による区分 (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が あるものをいう
  - (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載が

  - (2) 順分: 日間兄言又は双東旧記がにのいて、超八東産による工たる双東水血が天東がに関わるが赤でする日本のもいう。
    (3) 不動産投信(リート): 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
    (4) その他資産: 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3) に掲げる資産以外の資産を源まとする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる
  - 資産の名称記載も可とする。 (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実 質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 4.独立した区分

  - (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

- <補足として使用する商品分類> (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きて付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

<属性区分の定義> 1.投資対象資産による属性区分

(1)株式

・一般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

受ける。 一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

っ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほ か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」 「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。 (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。 (5)資産複合

(5)負産複合 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とす る旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な 変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産 を列挙するものとする。 2.決算頻度による属性区分

2. 決算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

ものをいう。

欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする 旨の記載があるものをいう

オセアニア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨 の記載があるものをいう

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が

あるものをいう アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記 載があるものをいう

中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう

記載があるものをいう。 エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 4.投資形態による属性区分

見が感による周ェムル ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の 記載があるものをいう

記載があるものをいう。 為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7.特殊型

グル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うととも に各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを

にう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあることに選出ませの記載があるものをいう。

るいは運用手法の記載があるものをいう。

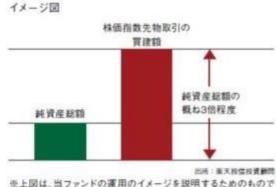
上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

EDINET提出書類 楽天投信投資顧問株式会社(E15787) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株価指数先物取引\*を活用し、日々の基準価額 の値動きが、わが国の株式市場全体の日々の値 動き (日々の騰落率)の概ね3倍程度となることを 目指して運用を行ないます。

\*利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を 勘案して決定します。



※上図は、当ファンドの運用のイメージを説明するためのものであり、実際の運用状況を保証するものではありません。

### ●投資方針

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の株式を組入れる場合があります。

株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の概ね 3倍程度となるように調整を行ないます。

ただし、追加設定、解約等による純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、概ね3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。

利用する株価指数先物の取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。 ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている (純資産が倍増以上となる)場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

# ●ファンドの仕組み



# 分配方針

- 毎年6月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

# 主な投資制限

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- <追加的記載事項>

# 特に留意すべき事項

当ファンドは、下記の事項につきまして、特にご留意をお願いします。なお、ご投資にあたっては後述の「投資リスク」も合わせてご確認ください。

- ●日々の基準価額の値動きは、わが国の株式市場の値動きの3倍に連動するとは限らず、そのずれが大きくなる場合があります。その主な要因は以下の通りです。
  - ・取引を行った株価指数先物取引の約定値段と、当該日の評価値段の差
  - ・株価指数先物取引やその対象資産の大幅な変動や流動性が低下した場合における売買対応の影響
  - ・必要な株価指数先物取引量の全部または一部における取引不成立
  - ・株式市場と利用する株価指数先物取引の値動きの差
  - ・信託報酬、監査費用、売買委託手数料等の負担
  - 株価指数先物取引の最低取引単位の影響
  - ・株価指数先物取引のロールオーバー (短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引に乗換える) 時に発生する売買委託手数料やキャリー・コスト等のコスト負担や、限月の異なる先物間の価格 差の変動の影響
- ●やむを得ない事情がある場合等には、委託会社の判断により、購入・換金の申込みの受付を 中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

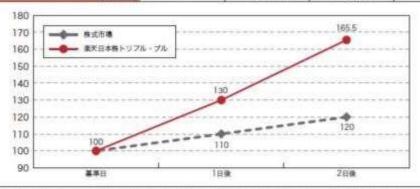
# 基準価額の変動について

当ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の日々の騰落率に対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行います。

そのため、複数の営業日にわたる期間でみた場合には、当ファンドの基準価額の騰落率は、わが国の株式市場の騰落率に対して3倍になるとは限りません。

# ①株式市場が上昇を続けた場合 = 基準価額は大きく上昇

	<b>高原日</b>	1日後	2日後	2 日後と基準日の比較
株式市場	100.0	110.0	120.0	1.00.00/
(前臼比)		+10.0%	+9.1%	+20.0%
楽天日本株トリブル・ブル	100.0	130.0	165.5	LOF FO
(前日比)	21	+30.0%	+27.3%	+65.5%

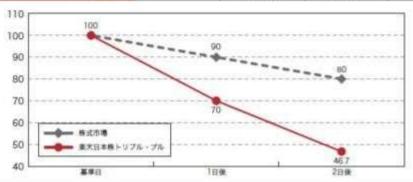


前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は3倍となっています。 しかし、基準日と2日後を比較すると「株式市場」の騰落率が+20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は +65.5%となっており、株式市場の3倍の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍になるとは限りません。

## ②株式市場が下落を続けた場合 = 基準価額は大きく下落

	<b>基格音</b>	188	2日後	2日後と基準日の比較
株式市場	100.0	90.0	80.0	▲20.0%
(前日比)	-	▲10.0%	▲11.1%	▲20.0%
楽天日本株トリブル・ブル	100.0	70.0	46.7	A E 2 20/
(前日比)	2	▲30.0%	▲33.3%	▲53.3%



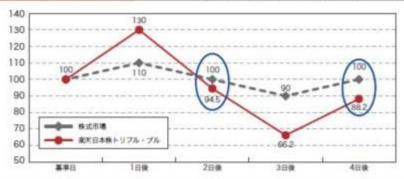
前日との騰落率の比較では、「株式市場」の騰落率に対して、当ファンドの基準価額は3倍となっています。 しかし、基準日と2日後を比較すると「株式市場」の騰落率が▲20.0%であるのに対し、当ファンドの基準価額は ▲53.3%となっており、株式市場の3倍の値動きとなっていません。

このように、2日以上離れた日との比較では、必ずしも3倍になるとは限りません。

# ③株式市場がもみ合った(一定の範囲内で、上昇と下落を繰り返した)場合

### 株式市場が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることになります。

	2448	1日後	2日後	3日後	4 日後
株式市場	100.0	110.0	100.0	90.0	100.0
(前日比)	-	+10.0%	▲9.1%	▲10.0%	+11.1%
楽天日本株トリブル・ブル	100.0	130.0	94.5	66.2	88.2
(前日比)	-	+30.0%	▲27.3%	▲30.0%	+33.3%



2日後、4日後において、「株式市場」は基準日と同じ100であるにもかかわらず、当ファンドの基準価額は、それぞれの時点において100よりも下となっています。

このように、株式市場が上昇・下落を繰り返した場合には、当ファンドの基準価額は、時間の経過とともに押下げられる こととなります。

従って、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向いている金融商品です。

※各表およびグラフは、基準日を100として、国内の株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きの関係をわかりやすく説明するために例示 およびイメージ化したものであり、実際の値動きとは異なります。株式市場やファンドの基準価額の値動きを示唆、保証したものではありませんの でご注意ください。

# 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2)【ファンドの沿革】

### 2009年6月19日

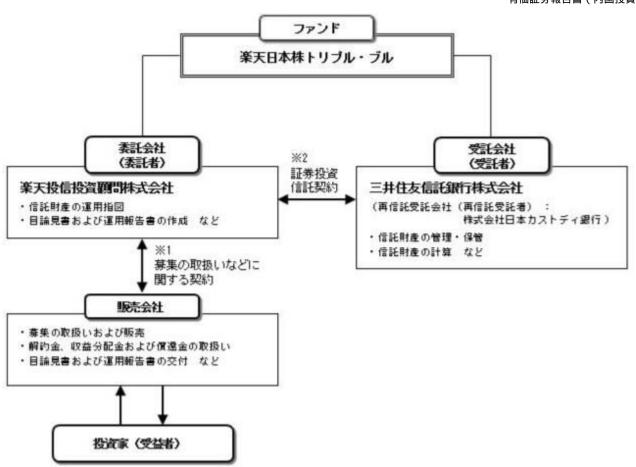
・ファンドの信託契約締結、運用開始

### 2012年2月24日

- ・信託期間の更新(信託終了日を2012年6月15日から2014年6月13日へ変更) 2013年9月18日
- ·信託期間の更新(信託終了日を2014年6月13日から2016年6月15日へ変更) 2015年9月11日
- ・信託期間の更新(信託終了日を2016年6月15日から2019年6月14日へ変更) 2018年9月14日
- ・信託期間の更新(信託終了日を2019年6月14日から2022年6月14日へ変更) 2021年9月16日
- ・信託期間の更新(信託終了日を2022年6月14日から2025年6月13日へ変更) 2024年9月18日
- ・信託期間の更新(信託終了日を2025年6月13日から2028年6月14日へ変更)

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資
- 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

### 委託会社の概況(2024年6月末現在)

1)資本金

150百万円

2 ) 沿革

2006年12月28日

「楽天投信株式会社」設立

2008年 1月31日

金融商品取引業者登録 [関東財務局長(金商)第1724号]

2009年 4月 1日

株式会社ポーラスター投資顧問と合併、商号を「楽天投信投資顧問株式会

社」に変更

### 3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
楽天証券ホールディングス 株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	13,000株	100%

### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の株式を 組入れる場合があります。

株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍

保価指数元物取引の具建設と体丸の配入限を目前した限別、かぶことに対象に関います。 程度となるように調整を行ないます。 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物 取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている(純 資産が倍増以上となる)場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記の ような運用ができないことがあります。

### (2)【投資対象】

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるも のとします

1)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定するものをいいます。 以下同じ。

イ)有価証券

- ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条 および第24条に定めるものに限ります。)
- 八) 金銭債権
- 二)約束手形 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ)デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利

### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資する ことを指図します

- 1)株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- ) 地方債証券
- ) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- う特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます
- 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま
- 7 す。) 9 ) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~11)の証券または証書の性質を有するも
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
- 14)投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるも
- 14)及具証がもしては投資広へ順分よだはが国投資証分(並融間面取り広第2余第1項第11号で定めるものをいいます。) 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。) 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有

- に限ります。) 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証
- 券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券(投資法の供置を開きます。)を以下「投資信託証券」といいます。 金融商品の指図範囲

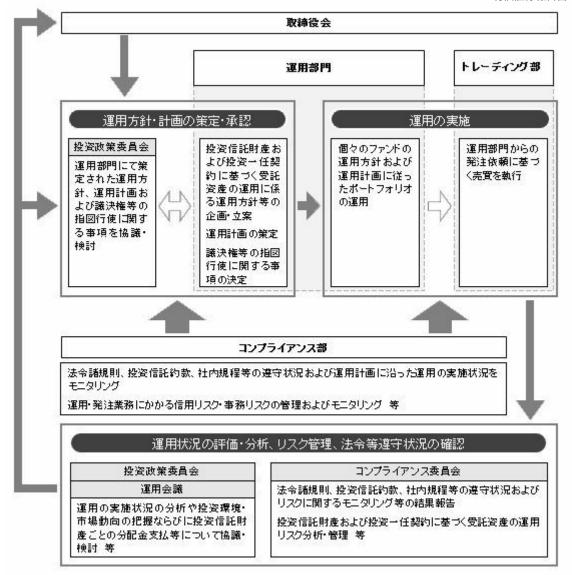
委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1)預金
- 2)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。) 3)コール・ローン
- 4)手形割引市場において売買される手形
- )貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの 上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還または投資環境の変動等への対応等その他委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用するこ との指図ができます。

### (3)【運用体制】

委託会社における運用体制は、以下の通りです。



- 「投資政策委員会」は、代表取締役が直轄する会議体として、運用部門が策定する運用計画、議決権等の指図行使に関する事項、ならびに投資信託財産および投資一任契約に基づく受託資産の運用に関する運用方針等その他の重要事項を協議・検討します。
   「運用会議」は、決定された運用計画を受けて、投資信託財産、または投資一任契約に基づく受託資産ごとの具体的な運用に関する事項、ならびに投資信託財産ごとの分配金支払等について協議・検討します。(但し、運用会議において協議・検討された事項で重要なものと判断される事項については投資政策委員会に報告します。)
   ・運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。
   ・「コンプライアンス委員会」は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する社内規程等、それらに関する具体的施策、ならびにそれらに関する重要な事項について協議・検討を行います。また、法令諸規則等の遵守状況および各種リスクに関するモニタリング等の結果報告を受け、それらについて必要な事項を協議・検討します
- 項を協議・検討します。
- コンプライアンス部は、投資信託財産および投資ー任契約に基づく受託資産の投資信託約款および運用 ガイドライン等、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングに関する業務ならびに投資信託財産および投 資ー任契約に基づく受託資産の運用リスク管理に関する業務等を行います。

当社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の未然防止を目的として「内部者取引管理規程」「利益相反管理規程」等の社内規程を設けております。また、「運用の基本方針」「運用業務規程」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

上記体制は2024年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (4)【分配方針】

収益分配方針

- 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行ないます。 1)分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みま
- す。)等の全額とします。 2)分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことが あります。
- ) 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行ないます。 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

○別配金行投員コース(日割けいて入込員コース)/ 原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。 <分配金受取りコース(一般コース)> 毎計算制間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### (5)【投資制限】

約款に定める投資制限 1)株式への投資割合には制限を設けません。

- 2 ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

- 3)投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 4)同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以 下とします。
- 6)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予 約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを あらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定 めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)への投 資割とは、大資金利用は全地が開始に限った。

- (資制合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 7)デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 8)外貨建資産への投資は行ないません。 9)投資する株式等の範囲 イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。 ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします
  - きるものとします。
- 10)信用取引の指図範囲
  - 信用取引の指図範囲 イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指 図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しによ り行なうことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことが できるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。 1.投資信託財産に属する株券
  - - 2 . 株式分割により取得する株券 3 . 有償増資により取得する株券 4 . 売出しにより取得する株券

    - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社 法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該 が記述がいる。 新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社 法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め 「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により 取得可能な株券
    - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定 めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- 11) 先物取引等の運用指図
  - イ)委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲 1) 委託者は、わか国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28宗第8項第3号1に掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

    ロ) 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすること
- ができます。
  12)スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- - ヘノッノ取引が遅れ須図・日町・駅四 イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを 回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換 する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。 ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないもの とします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りでは

  - ありません。
    ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ
  - 取引の一部の解約を指図するものとします。
    二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す るものとします。

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ホ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。 13)有価証券の貸付けの指図および範囲
- - 有価証券の貸付けの指図および範囲
    イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けを行なうことの指図をすることができます。
    1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    ロ)イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
    ハ)を託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

  - とします。
- 14)公社債の借入れ イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行なうことの指図をす ることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたとき は、担保の提供の指図を行なうものとします。 ロ)イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内としままま
  - ます。
- ス9。 ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。 ニ)イ)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。 15)デリバティブ取引等に係る投資制限 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が20年間の投資を制度

16)信用リスク集中回避のための投資制限 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー がれば近点へ及員后に励去が別にためる「の有に対する株式寺エッスが「ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことと

- します。 17) 資金の借入れ
  - 員並の信人化 イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価に供う等が運用は行なわないものとします。
  - もって有価証券等の運用は行なわないものとします。

    ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。

    ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
    こ) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。
    法令による投資制限
    同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

福々による投資的限 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律) 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権 の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因およびその他の留意点

いいたします。

# <主な変動要因>

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は 下落し、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

場に影響を及ぼす可能性があり、債券市場の他に株式市場を通じてもファンドの基準価額に大きな影 響を及ぼすことがあります。

信用リズク

公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいい、これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク 有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期 に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。特に流動性の低い 有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性がありま す

9。 また、 これらにより、換金の申込みの受付が中止となる可能性や換金代金の支払いが遅延する可能性

また、これらにより、深亜の甲色のの文目が「エーもとうだっ」 があります。 目標とする投資成果が達成できないリスク 株価指数先物取引を活用するため、株式市場と株価指数先物市場のかい離、株価指数先物取引の約定 価格と終値との間での差異、必要な株価指数先物取引数量の全部または一部における取引不成立、株 価指数先物取引等における手数料等、信託報酬等の費用等により、目標とする投資成果が達成できな い場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# < その他の留意点 >

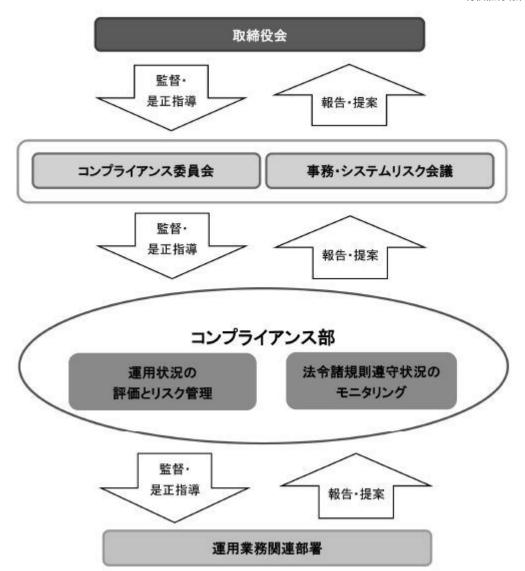
当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用は ヨファフィ、 ありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金がよりであります。

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は、今後、変更される可能性があります。これに伴い、当 ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

### (2)リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



# \*全社的リスク管理

委託会社では、コンプライアンス部を設置し全社的なリスク管理を行っています。法令諸規則等の遵 守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通じて

取締役会に報告されます。 取締役会は、コンプライアンス部による流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態 勢の監督を行います。

また、コンプラインス部は各種リスク(運用リスク、事務システムリスクなど)に関するモニタリングとその報告やリスクの低減にかかる施策などの構築を行っています。

\*運用状況の評価・分析とリスク管理 コンプライアンス部は、流動性リスク管理に関する規程を定め、投資信託財産の流動性リスクのモニ タリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会はこれらの監督を 行います。

コンプライアンス部は、投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク 管理状況のモニタリングを行い、その評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、必要に 応じて関連部にその対応等を指示し、適切な管理を行います。また、コンプライアンス委員会の内容 は、毎月取締役会に報告されます。

上記体制は2024年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

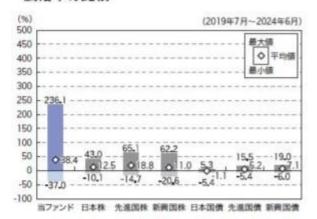
# 参考情報

# ファンドの年間騰落率および分配金再投資 基準価額の推移



- ※上記5年間の各月末における直折1年間の腰落率および分配金両投資基 準価額の推移を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した 騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異な る場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分 配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

# ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- ※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記5年間 の各月末における直近1年間の機落率の平均・最大・最小を、当ファンド および他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算し た騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは 異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

日本株・・・・・S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ペース)

先進国株・・・S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)

日本国債・・・ブルームパーグ・グローバル国債:日本インデックス(円ベース)

先進国債・・・ブルームバーグ・グローバル国債(日本除く)インデックス(円ペース)

新興国債・・・ブルームバーグ新興市場自国通貨建て高流動性国債インデックス(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

### 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社 にお問い合わせください。 ・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3%)が上限となっております。 ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額としま

- ・〈分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 申込手数料は、購入時の商品説明ならびに事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払 われます。

# (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料 ありません 信託財産留保額 ありません。

# (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.023%(税抜0.93%)の率 を乗じて得た額とします。 信託報酬の配分

信託報酬の配分(年率)は、以下の通りとします。

	1315452				
信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率					
委託会社	0.660%(税抜0.60%)				
販売会社	0.330% (税抜0.30%)				
受託会社	0.033% (税抜0.03%)				

役務の内容				
委託会社	委託した資金の運用の対価			
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座 内でのファンドの管理等の対価			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			

#### 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産から支払います。

### (4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、 投資信託別座に関する他校、信託事務の処理に妥する領責用、投資信託別座にかかる監直報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、存貸記載をに関すして登場しままれば、各種なると思える。他の作利に其でいて対象

は、受益者の負担とし、投資信託別座中から又払われより。 投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金 当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料)は受益者の負担 が生じた場合、 当該益金から支弁します。

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等にかかる消費税等に相当する金額は、取引のつど投資信託財産中から支弁します。 投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁しま

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示する ことができません。

費用・手数料等の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができな いため表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象と
- ・当ファンドは、 NISAの対象ではありません。

・ヨファフトは、NTSAの対象ではありません。 個人受益者の場合 1)収益分配金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。 なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれ かを選択することもできます。 2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)\*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
\*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みませ

す。)を控除した利益

が可能です

が可能です。 法人受益者の場合 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 2)益金不算入制度の適用 益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

- 個別元本 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ )が個別元本になります。
- 2 ) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

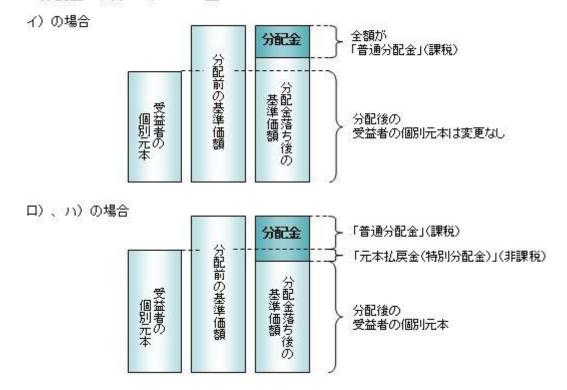
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 有伽証券報告書(内国投資信託値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

  1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

  2)受益者が収益分配金を受け取る際
- - マ温有が収益力配金を支り取る際 イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 ロ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。 ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変 更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

### (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2023年6月16日~ 2024年6月17日

①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.02%	0.10%

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。 消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除し た値 (年率)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

### 5【運用状況】

# 【楽天日本株トリプル・ブル】

以下の運用状況は2024年 6月28日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	日本	1,999,230,180	12.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		14,339,250,348	87.76
合計(純資産総額)		16,338,480,528	100.00

# その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	48,406,340,000	296.27

<sup>(</sup>注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

# イ.評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	コマーシャル ペーパー	JA三井リース	1,000,000,000		999,566,215		999,620,434	6.12
日本	コマーシャル ペーパー	三菱電機フィナン	1,000,000,000		999,594,137		999,609,746	6.12

# 口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	12.24
合計	12.24

# 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	1,223	日本円	46,505,836,720	48,406,340,000	296.27

<sup>(</sup>注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末	(2015年 6月15日)	24,800	24,800	4.8930	4.8930
第7計算期間末	(2016年 6月15日)	19,156	19,156	1.8982	1.8982
第8計算期間末	(2017年 6月15日)	17,612	17,612	3.3922	3.3922
第9計算期間末	(2018年 6月15日)	14,321	14,321	5.0829	5.0829
第10計算期間末	(2019年 6月17日)	12,057	12,057	3.8008	3.8008
第11計算期間末	(2020年 6月15日)	7,356	7,356	3.4899	3.4899
第12計算期間末	(2021年 6月15日)	11,053	11,053	8.6215	8.6215

				有個証分:	<u>報告書(内国投資信託</u>
第13計算期間末	(2022年 6月15日)	8,742	8,742	5.6944	5.6944
第14計算期間末	(2023年 6月15日)	11,453	11,453	11.3038	11.3038
第15計算期間末	(2024年 6月17日)	14,822	14,822	15.6945	15.6945
	2023年 6月末日	11,208		11.0273	
	7月末日	11,375		11.0289	
	8月末日	10,876		10.3084	
	9月末日	10,855		9.7630	
	10月末日	10,636		8.7386	
	11月末日	10,797		11.1000	
	12月末日	10,889		11.0343	
	2024年 1月末日	12,384		14.0727	
	2月末日	15,377		17.5564	
	3月末日	16,805		19.2905	
	4月末日	16,132		16.4493	
	5月末日	15,974		16.3637	
	6月末日	16,338		17.7066	

# 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第6期	2014年 6月17日~2015年 6月15日	0.0000
第7期	2015年 6月16日~2016年 6月15日	0.0000
第8期	2016年 6月16日~2017年 6月15日	0.0000
第9期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	0.0000
第10期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	0.0000
第11期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	0.0000
第12期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	0.0000
第13期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	0.0000
第14期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	0.0000
第15期	2023年 6月16日~2024年 6月17日	0.0000

# 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第6期	2014年 6月17日~2015年 6月15日	136.49
第7期	2015年 6月16日~2016年 6月15日	61.21
第8期	2016年 6月16日~2017年 6月15日	78.71
第9期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	49.84
第10期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	25.22
第11期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	8.18
第12期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	147.04
第13期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	33.95
第14期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	98.51
第15期	2023年 6月16日~2024年 6月17日	38.84

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

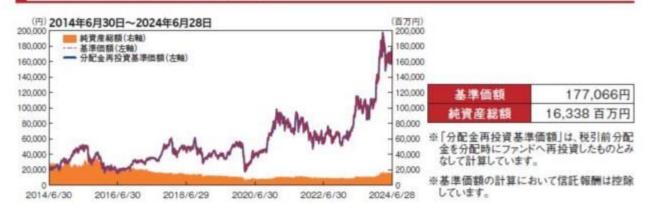
# (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第6期	2014年 6月17日~2015年 6月15日	29,770,878,108	38,100,136,702
第7期	2015年 6月16日~2016年 6月15日	24,341,318,570	19,318,272,866
第8期	2016年 6月16日~2017年 6月15日	10,277,717,034	15,177,234,241
第9期	2017年 6月16日~2018年 6月15日	7,312,522,434	9,687,039,159
第10期	2018年 6月16日~2019年 6月17日	7,542,956,764	7,188,249,033
第11期	2019年 6月18日~2020年 6月15日	9,356,811,689	10,421,202,507
第12期	2020年 6月16日~2021年 6月15日	4,407,544,515	5,233,461,949
第13期	2021年 6月16日~2022年 6月15日	4,827,739,991	4,574,510,587
第14期	2022年 6月16日~2023年 6月15日	4,813,352,395	5,335,416,853
第15期	2023年 6月16日~2024年 6月17日	2,536,465,671	2,605,266,097

参考情報 運用実績 2024年6月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

# 基準価額・純資産の推移



# |分配の推移(10,000 口当たり、税引前)

決算期	第11期 2020年6月	第12期 2021年6月	第13期 2022年6月	第14期 2023年6月	第15期 2024年6月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。 分配金が支払われない場合もあります。

# 主要な資産の状況

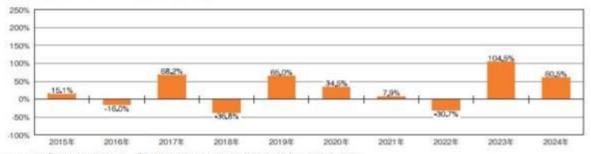
資産別構成	投資比率
株式	0.0%
公社債	0.0%
短期金融資産、その他	100.0%
合計	100.0%
株式先物	296.3%

※投資比率は、純資産総額に対する各資産の評価額の比率です。

※株式先物は、日経225先物です。

# 年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2024年は6月末までの騰落率を表しています。

最新の運用状況については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

# 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法 販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)コースの選択

(2)コースの選択 収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取 リコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。 <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)> 収益分配金を自動的に再投資するコースです。 <分配金受取りコース(一般コース)> 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。 販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。 (3)スイッチング・「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です

・「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。 ・スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」を記述されています。 ・スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時50分までに、当ファンド

の取得申込みを行なう場合をいいます。

- の取得中込みを行なり場合をいれます。
  ・スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5)取扱時間

原則として

(取)として、午後2時50分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 おお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時20分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会 ない合思い合わせください。

(6)申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。 <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7)申込単位

が見る社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (8)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9)受付の中止および取消

- ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、下記のいずれかに該当する場合は、委託会社は、当該取得の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

  - 1.委託会社が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
     2.委託会社が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
     3.「楽天日本株トリブル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が一部解約の実行の請求の受付を中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取引したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受けを取引したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受けを取引したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受けを取引したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受ける取引の停止を許しまるときは、季託

・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に定め

る外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付 販売会社の営業日に受け付けます。

(2)取扱時間

原則として

(別として、午後2時50分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 はお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。 2024年11月5日以降は、原則として、午後3時20分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの を当日の受付分とするもとです。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会 社にお問い合わせください。

(3)解約制限

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

(4)解約価額

### 解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口:電話番号03-6432-7746

受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス: https://www.rakuten-toushin.co.jp/

# (5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6)解約単位

販売会社が定める単位とします。 \_\_詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 (8)受付の中止および取消

- ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、下記のいずれかに該当 する場合は、委託会社は、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取消 すことができます。 1.当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行われないときもしくは停止されたとき
- 1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会か行われないとさもしくは停止されたとさ 2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が 定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該 先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき 3. 「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が受益権の取得申込みの 受付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込みの受付けを取消したとき ・委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解 の受付を中止せること、おりが呼に受け付けた解約等すの受付を取り消すことができます。
- 対請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。 ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準 価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

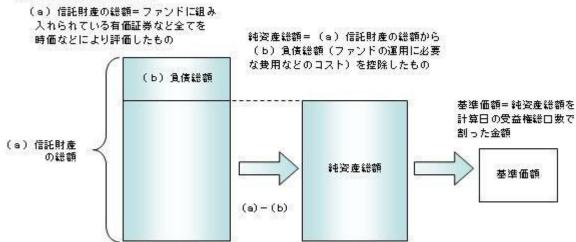
### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます
- ・基準価額は安託会社の営業日において日々算出されます。 ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口 数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

# <基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま

す。 <主な資産の評価方法 > 有価証券先物取引等(国内) 「関レーアー基準価額計算E 原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で 評価します。

国内公社債

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。)、銀行などの提示する価額(売気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額

| 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

国内上場株式

原則として、基準( 基準価額の照会方法 基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口:電話番号03-6432-7746 受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス:https://www.rakuten-toushin.co.jp/

### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

2028年6月14日までとします(2009年6月19日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約

次に記るとことがあります。 委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と 協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4)【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### (5)【その他】

- 信託の終了(繰上償還) 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること
  - イ)受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合
  - ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ハ)やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰
- 上償還させます
- 上償還させます。
  イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  ロ)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  ハ)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
  こ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

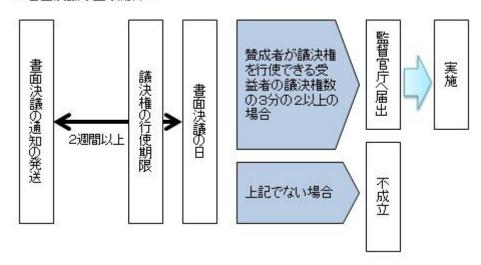
- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
  2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
  3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の担定を適用します。
- 議」の規定を適用します。 書面決議
- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2 週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている 受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 4)繰上償還、 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6)当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者 からの買取請求は受け付けません。

### <書面決議の主な流れ>



公告 公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス https://www.rakuten-toushin.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日 本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。 ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス https://www.rakuten-toushin.co.jp/ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満 プの3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間 延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限受益者は、委託会社または受託会社に対し、 次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- 1) 収益分配金・償還金受領権
  - ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 受益者は、
  - します。ただし、 ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま す。

(3)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する ことができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2023年6月16日から2024年6月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

# 【楽天日本株トリプル・ブル】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第14期 2023年 6月15日現在	第15期 2024年 6月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,262,377,109	6,555,677,471
コマーシャル・ペーパー	1,000,000,000	1,999,526,766
派生商品評価勘定	1,400,652,530	-
現先取引勘定	6,401,446,400	5,299,947,000
未収入金	19,814,860	-
未収利息	-	1,796
前払金	-	1,380,068,800
差入委託証拠金	1,358,053,700	1,250,104,875
流動資産合計	13,442,344,599	16,485,326,708
資産合計	13,442,344,599	16,485,326,708
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,443,540	1,380,601,200
前受金	1,399,659,110	-
未払金	-	12,476,700
未払解約金	535,109,695	189,026,776
未払受託者報酬	1,499,149	2,409,405
未払委託者報酬	44,974,466	72,282,250
未払利息	9,653	-
その他未払費用	6,401,683	6,349,120
流動負債合計	1,989,097,296	1,663,145,451
負債合計	1,989,097,296	1,663,145,451
純資産の部		
元本等		
元本	1,013,217,313	944,416,887
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	10,440,029,990	13,877,764,370
(分配準備積立金)	4,217,477,883	1,733,803,472
元本等合計	11,453,247,303	14,822,181,257
純資産合計	11,453,247,303	14,822,181,257
負債純資産合計	13,442,344,599	16,485,326,708

# (2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自 至	第14期 2022年 6月16日 2023年 6月15日	自至	第15期 2023年 6月16日 2024年 6月17日
受取利息		2,975,933		2,556,763
派生商品取引等損益		7,419,746,030		4,579,045,510
その他収益		-		411,127
営業収益合計		7,416,770,097		4,576,899,874
三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三世 三				
支払利息		3,939,770		3,573,040
受託者報酬		3,005,460		4,185,614
委託者報酬		90,163,771		125,568,307
その他費用		12,695,636		12,461,993
営業費用合計		109,804,637		145,788,954
営業利益又は営業損失( )		7,306,965,460		4,431,110,920
経常利益又は経常損失( )		7,306,965,460		4,431,110,920
当期純利益又は当期純損失( )		7,306,965,460		4,431,110,920
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )		3,066,181,027		3,006,153,943
期首剰余金又は期首欠損金()		7,207,165,047		10,440,029,990
剰余金増加額又は欠損金減少額		25,588,554,636		28,526,373,055
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		25,588,554,636		28,526,373,055
剰余金減少額又は欠損金増加額		26,596,474,126		26,513,595,652
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		26,596,474,126		26,513,595,652
分配金		-		
期末剰余金又は期末欠損金( )		10,440,029,990		13,877,764,370

### (3)【注記表】

<u>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)</u>

コマーシャル・ペーパー 1.有価証券の評価基準及び評価方法

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価 先物取引

方法

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の 発表する清算値段又は最終相場によっております。

3. 収益及び費用の計上基準 派生商品取引等損益の計上基準

|約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本と現先取引

なる重要な事項

現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委

員会 平成20年3月10日)の規定によっております。

ファンドの計算期間

ファンドの計算期間は、当期末が休日であることから、2023年 6月16日から2024年 6月17日までとなっております。

### (重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

		<del></del>			
項目		第14期 2023年 6月15	日現在	第15期 2024年 6月17日現在	Ŧ
	1. 計算期間末日におけ る受益権の総数		1,013,217,313□		944,416,887□
	2. 計算期間末日におけ	1口当たり純資産額	11.3038円	1口当たり純資産額	15.6945円
	る1口当たり純資産額	(10,000口当たり純資産額)	(113,038円)	(10,000口当たり純資産額)	(156,945円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期	第15期
自 2022年 6月16日 至 2023年 6月15日	自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日
포 2020구 0万10日	T 20277 0/711 I

分配金の計算過程

7) HOW OVER 177-17		
項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	4,215,845,644円
収益調整金額	С	6,222,552,107円
分配準備積立金額	D	1,632,239円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,440,029,990円
当ファンドの期末残存口数	F	1,013,217,313□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	103,038.38円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	1,426,104,233円
収益調整金額	С	12,143,960,898円
分配準備積立金額	D	307,699,239円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,877,764,370円
当ファンドの期末残存口数	F	944,416,887□
10,000口当たり収益分配対象 額	G=E/F × 10,000	146,945.30円
10,000口当たり分配金額	Н	- 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円

# (金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

	第15期 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日	
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託 として、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき金融商品を保有しており ます。	
係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券、株価指数先物のほか、コール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務を保有しております。当該金融商品は金利変動リスク、価格変動 リスク及び信用リスク等に晒されております。 デリバティブ取引は、日経225先物であり、信託財産に属する資産の効率的な運用 に資することを目的として、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定の範 囲内で行います。これらの取引には市場価格の変動に係るリスクなどがあります。	

	第15期 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日
3.金融商品に係るリスクの管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。 信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類ごとに行っておりま す。
<b>いての補足説明</b>	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

- 立版内間の所属する事項	•	-
項目	第14期 2023年 6月15日現在	第15期 2024年 6月17日現在
1.貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計 上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計 上されているため、差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記 に記載しております。
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載 しております。
	額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額	(3)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価 額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額 を時価としております。

# (有価証券に関する注記)

# 売買目的有価証券

種類	第14期 2023年 6月15日現在	第15期 2024年 6月17日現在	
<b>化至</b> 大只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
コマーシャル・ペーパー	-	-	
合計	-	-	

# (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

第14期(2023年6月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価	評価損益	
区刀	作为 大利爾守(13)		うち1年超	(円)	(円)	
市場取引	株価指数先物取引					
	買建	32,778,770,890	-	34,178,430,000	1,399,659,110	
	合計	32,778,770,890	-	34,178,430,000	1,399,659,110	

# 第15期(2024年6月17日現在)

区分 種類 契約額等(円)		 		時価	評価損益	
	<b>作主</b> 大只	大心缺分(11)	うち1年超		(円)	
市場取引	株価指数先物取引					
	買建	47,360,068,800	-	45,980,000,000	1,380,068,800	
	合計	47,360,068,800	-	45,980,000,000	1,380,068,800	

### (注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期	第15期
自 2022年 6月16日	自 2023年 6月16日
至 2023年 6月15日	至 2024年 6月17日
条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該	市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引 条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該 当事項はありません。

### (その他の注記)

# 元本の移動

<u> </u>		
項目	第14期 自 2022年 6月16日 至 2023年 6月15日	第15期 自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,535,281,771円	1,013,217,313円
期中追加設定元本額	4,813,352,395円	2,536,465,671円
期中一部解約元本額	5,335,416,853円	2,605,266,097円

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ペー	三菱電機フィナン	1,000,000,000	999,960,551	
パー	JA三井リース	1,000,000,000	999,566,215	
	合計	2,000,000,000	1,999,526,766	

券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

# 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

### 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 6月28日現在です。

#### 【楽天日本株トリプル・ブル】

### 【純資産額計算書】

資産総額	17,410,957,518円
負債総額	1,072,476,990円
純資産総額( - )	16,338,480,528円
発行済口数	922,731,991□
1口当たり純資産額( / )	17.7066円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

# (1)名義書換

委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券 受益者は、 から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわな いものとします

- (2)受益者に対する特典
  - 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容
  - 譲渡制限はありません。
  - 受益権の譲渡

  - 支益性の譲渡 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少およ び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし ます。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設し た他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律 の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。 するものとします。
  - 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を設けることができます。 受益権の譲渡の対抗要件
  - 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する
- ことができません。 (4)受益証券の再発行
  - 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。
- (5)受益権の再分割
  - る託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一 定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2024年6月末現在)

資本金の額 発行可能株式総数 150百万円 30,000株 発行済株式総数 13.000株

過去5年間における主な資本金の増減 : 該当事項はありません。

### (2)委託会社の機構(2024年6月末現在)

取締役会

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のと

きまでとし、補欠のために選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。 取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、 専務取締 役および常務取締役若干名を選任することができます。またその決議をもって、代表取締役を選任しま

す。 取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および の取締役会は、取締役会長または取締役社長が招集し、招集者がその議長となります。取締役会長および 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定められた順序により、他の取締役 がこれに代わります。

取締役会の招集通知は、会日から原則として1週間前までにこれを発します。ただし、緊急のときなど は、この期間を短縮することができます。また各取締役および監査役全員の同意があるときは、これを

省略することができます。
取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。その決議は、取締役 の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行います。

監査役

経営のチェック機能として、業務監査および会計監査による違法または著しく不当な職務執行行為の監 査を行います。

# (3)投資運用の意思決定プロセス(2024年6月末現在)

投資政策委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しを検討し、これを基に資産配分の基本方針 を決定します

を决定します。 運用部門は、投資政策委員会の決定に基づき、具体的な運用方針を決定します。

理用部门は、投資政界安員会の法定に至って、条件可な基内の場合で表現。 運用部門のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用にかかる諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。 コンプライアンス部は、投資信託財産の運用にかかるコンプライアンス状況のモニタリングを行い、これを運用部門にフィードバックします。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設 らに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資 定を行うとともに、「金融商品 行っています。また、「金融商品 助言・代理業務を行っています。

### 2024年6月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	100	3,157,633
単位型株式投資信託	4	7,771
合計	104	3,165,405

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6 ます。)、並びに同規則第2条の規正に基し 日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度(2023年1月1日から2023年 12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		有価証券報告書(内国投資係
	前事業年度 (2022年12月31日現在)	当事業年度 (2023年12月31日現在)
資産の部	(2022年12月31日現在)	(2020年12月01日現在)
流動資産	4 000 000	4 040 540
現金・預金 金銭の信託	1,229,868 800,000	1,819,543 800,000
前払費用	25,801	48,271
未収入金 未収委託者報酬	1,655	, <u>-</u>
未収委託者報酬	730,738	1,132,948
未収運用受託報酬 立替金	12,849 99,280	12,649 130,484
· 未収還付法人税等	-	6,458
その他	43,879	10,378
流動資産計 固定資産	2,944,073	3,960,734
回足員座 有形固定資産	1 65,533	1 68,147
器具備品 (純額)	62,523	65,890
リース資産(純額) 無形固定資産	3,009	2,257
無形回足員性 ソフトウエア	44,808 44,808	21,126 21,126
ングークエグ 投資その他の資産	732,363	634,965
投資有価証券	627,161	532,737
長期前払費用	1,352	938
繰延税金資産 固定資産計	103,850 842,705	101,288 724,239
資産合計	3,786,778	4,684,974
負債の部		
流動負債 預り金	12,285	11,419
未払金	125,845	189,064
未払費用	556,127	720,667
未払消費税等 未払法人税等	33,214 25,472	67,464 42,615
水瓜次入枕寺 當与引当金	38,564	42,013 88,276
賞与引当金 役員賞与引当金	7,081	10,750
リース債務	827	827
流動負債計 固定負債	799,419	1,131,085
退職給付引当金	88,175	112,301
執行役員退職慰労引当金	9,720	29,588
リース債務 固定負債計	2,482 100,378	1,655 143,544
負債合計	899,798	1,274,630
	,	,
純資産の部 株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金	400.000	400.000
資本準備金 その他資本剰余金	400,000 229,716	400,000 229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金	0.444.005	0 500 400
繰越利益剰余金 利益剰余金合計	2,111,325 2,111,325	2,596,129 2,596,129
株主資本合計	2,891,041	3,375,846
株主資本合計 評価・換算差額等		<u> </u>
その他有価証券評価差額金	4,061	34,497
評価・換算差額合計 純資産合計	4,061 2,886,979	34,497 3,410,343
一般見座口前 負債・純資産合計	3,786,778	4,684,974
		1 1

# (2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度_	当事業年度_
	(自2022年1月1日	(自2023年1月1日
	至2022年12月31日)	至2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,499,624	3,327,980
運用受託報酬	135,404	137,412
営業収益計	2,635,028	3,465,392

		有価証券報告書 ( 内国投資 <sup>,</sup>
営業費用		
支払手数料	983,483	1,408,681
委託費	120,454	129,598
広告宣伝費	7,067	5,897
通信費	103,672	116,133
協会費	3,969	6,090
諸会費	173	217
その他営業諸経費	20,491	80,890
営業費用計	1,239,312	1,747,509
一般管理費	1 • 2 944,130	1 • 2 1,057,908
営業利益	451,585	659,974
営業外収益		
受取利息	11	12
有価証券利息	345	388
投資有価証券売却益	2,264	32,169
為替差益	0	· -
その他	739	53
営業外収益計	3,360	32,624
営業外費用		,
投資有価証券償還損	2,467	-
為替差損	-	2
その他 営業外費用計		81_
宫葉外費用計	2,467	84
経常利益	452,478	692,514
特別利益		
その他の特別利益	<u> </u>	12,959
特別利益計		12,959
特別損失		
固定資産除却損	-	298
その他の特別損失	84,156	-
特別損失計	84,156	298
税引前当期純利益	368,321	705,176
法人税、住民税及び事業税	157,217	234,828
法人税等調整額	40,715	14,456
法人税等合計	116,502	220,371
当期純利益	251,819	484,804

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

				( 干 四・ ココノ	
	株主資本				
	恣★令	資本剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716	

		株主資本		評価・換算差額等		
	利益剰余金		<b>烘</b> 士咨末	その他有価証券	<b>郭価。協質</b>	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	評価差額金	評価・換算 差額等合計	<b>代貝庄口司</b>
	繰越利益剰余金	合計		計測左領並	左颌寸口引	
当期首残高	1,859,505	1,859,505	2,639,222	43,963	43,963	2,683,185
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	251,819	251,819	251,819			251,819
株主資本以外の項目の				48,024	40 024	48,024
当期変動額(純額)				40,024	48,024	40,024
当期変動額合計	251,819	251,819	251,819	48,024	48,024	203,794
当期末残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

 (単位:千円)
株主資本
資本剰余金

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の				
当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1	-
当期末残高	150.000	400.000	229.716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		
	利益剰余		<b>烘</b> 士咨末	その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	評価差額金	差額等合計	祀貝庄口叫
	繰越利益剰余金	合計		可叫在积亚	在部分口印	
当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804
株主資本以外の項目の				20 550	20 550	38,559
当期変動額(純額)				38,559	38,559	
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804		38,559	523,363
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343

# [注記事項]

(重要な会計方針)

. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

(2)金銭の信託

時価法によっております。

# 2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

4~20年 器具備品

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっておりま

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4)長期前払費用定額法によっております。

# 3 . 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2)賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰 属する額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末におい て負担すべき額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上してお

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理してお 

#### (5)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額の うち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務 を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確 定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が 充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基 づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足 されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

#### (3)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として 認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

# (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

# (会計方針の変更)

# . 時価の算定に関する会計基準の適用

時間の算定に関する会計基準の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時 価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたっ て適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。 これにより、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託によるように、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に 関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについ ては記載しておりません。

#### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	36.184	56.207

#### (損益計算書関係)

1.役員報酬の範囲

		(単位:千円 <u>)</u>
	前事業年度	当事業年度
	(自2022年1月1日	(自2023年1月1日
	至2022年12月31日)	至2023年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります

	MACE OLD COM DOLD GENOL WITH MARKET WITH	, _ 0, , _ 0, , 0, , ,	
			(単位:千円)
	前事業年	丰度	当事業年度
	(自2022年1		32023年1月1日
	至2022年12	2月31日) 至	至2023年12月31日)
	人件費	439,627	557,294
;	減価償却費	41,644	46,516

. ..... --.

賞与引当金繰入額	38,564	88,276
役員賞与引当金繰入額	7,081	10,750
退職給付費用	19,198	26,442
執行役員退職慰労引当金繰入額	9,720	19,868
経営指導料	91,371	24,118

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。

# (リース取引関係)

< 借主側 >

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

		<u> </u>
	前事業年度	当事業年度
	(2022年12月31日)	(2023年12月31日)
1 年内	26,950	2,400
1年超	2,400	
	29,350	2,400

# (金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針 当社は、投資信託の運用を業として行っております。 当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健 全性の維持を図っております。 なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。
また、管質をである未収金託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払わるを発表する。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。 投資有価証券は当社運用投資信託できた。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたしておりま す

。 未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。 なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税 等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略して おります。

(単位:千円)

			(一声・ココノ
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	627,161	627,161	-
資産計	627,161	627,161	-

# (注)金融商品の時価算定の方法

(1)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております - 投資信託は公表されている基準価額によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照く ださい。

# (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,229,868			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	730,738			
(4) 未収運用受託報酬	12,849			
資産計	2,773,456	-	-	-

#### 至 2023年12月31日) 当事業年度 (自 2023年1月1日

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	532,737	532,737	-
資産計	532,737	532,737	-

# (注)金融商品の時価算定の方法

#### (1)投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照 ください。

(2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

 			<u>( + \underset                                   </u>
1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

				2 1K H H ( 1 3 F	73/C/ IM HU.
(1) 現金・預金	1,819,543				
(2) 金銭の信託	800,000				
(3) 未収委託者報酬	1,132,948				
(4) 未収運用受託報酬	12,649				
資産計	3,765,142	-	-		-

# 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した 時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に 従い、経過措置を適用し、投資信託627.161千円については記載を省略しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した 時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 ( 千円 )			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券		532.737		532.737
	_	532,737	_	532,737
資産計	-	532,737	-	532,737

# (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

# (有価証券関係)

### 1. その他有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

			( <del>+                                     </del>
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
( 2 ) 債券	-	-	-
(3) その他	232,355	195,200	37,155
小計	232,355	195,200	37,155

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの (1)株式 (2)債券	_	_	<u> </u>
(3) その他	394,805	437,815	43,009
小 計	394,805	437,815	43,009
合 計	627,161	633,015	5,854

# 当事業年度(2023年12月31日)

(単位:千円)

-
-
0,641
0,641
,
-
-
0,918
0,918
9,722
((

2 . 売却したその他有価証券 前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			<u>-</u>
(3)その他	74,164	5,761	3,497
合計	74,164	5,761	3,497

# 当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

			( 千四・ココノ
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3) その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

# (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

# (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概略 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。

# 2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自2022年1月1日	(自2023年1月1日
	至2022年12月31日)	至2023年12月31日)
退職給付債務の期首残高	78,250	103,170
勤務費用	16,390	21,549
利息費用	392	1,134
数理計算上の差異の発生額	6,714	4,794
退職給付の支払額	<del>-</del>	2,317
過去勤務費用の発生額	<del>-</del>	· -
転籍にともなう増減額	1,423	-
退職給付債務の期末残高	103,170	128,333

# (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自2022年1月1日 	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月21日)
非積立制度の退職給付債務	至2022年12月31日) 103.170	至2023年12月31日) 128,333
未積立退職給付債務	103,170	128,333
未認識数理計算上の差異	14,994	16,031
未認識過去勤務費用	, <u>-</u>	, <u>-</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,175	112,301
	88,175	112,301
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,175	112,301

# (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

		(単位:千円)
	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
勤務費用	16,390	21,549
利息費用	392	1,134
期待運用収益	-	· -
数理計算上の差異の費用処理額	2,414	3,757
過去勤務費用の費用処理額	<u>-</u>	<u> </u>
確定給付制度に係る退職給付費用	19,198	26,442

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自2022年1月1日	(自2023年1月1日
	至2022年12月31日)	至2023年12月31日)
割引率	1.1%	1.4%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.4%	2.5%

# (税効果会計関係)

# 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税並負性及び繰延税並負債の発生の主		(単位:千円)
	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
 繰延税金資産		
未払費用	36,689	15,395
未払事業所税	315	391
未払事業税	5,611	9,346
賞与引当金	11,808	27,030
退職給付引当金	26,999	34,386
執行役員退職慰労引当金	2,976	9,059
減価償却超過額	1,939	2,860
繰延資産	69	1,310
その他	17,896	17,188
繰延税金資産小計	104,306	116,970
評価性引当金	456	456
 繰延税金資産合計	103,850	116,513
 繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	15,225
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	103,850	101,288

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 住民税均等割等	1.06% 0.16%	0.62% 0.08%
その他	0.21%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.63%	31.25%

# 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係) 該当事項はありません。

#### (収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 ( 2023年12月31日 )
委託者報酬	2,498,484	3,324,618
運用受託報酬	135,404	137,412
成功報酬(注)	1,139	3,361
合計	2,635,028	3,465,392

- (注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。
- 2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針)4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年 度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# (セグメント情報等)

# [セグメント情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)及び当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12 月31日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるた め、記載を省略しております。

# [関連情報]

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	2,499,624	135,404	-	2,635,028

- 地域ごとの情報
  - (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地 域ごとの営業収益の記載は省略しております。 (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり ません。

# 当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

製品及びサービスごとの情報

(単位・千円)

				<u> </u>
	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合 計
外部顧客への営業収益	3,327,980	137,412	-	3,465,392

- 地域ごとの情報 (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

- (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。
- 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はあり ません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

# (関連当事者情報)

1.関連当事者との取引 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1000		<u> </u>	, ,,,,,,,		,,						
種	会社等		資本金又	事業の	議決権等	関係	内容		取引金額		期末残高
類	の名称	所在地	は出資金 (百万円)	内容又 は職業	の被所有 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)
			(H)))	10440	17 [	飛江寺	の対対が				
親会社	楽天グ ループ株 式会社	東京都世田谷区	294,061 (2022年12 月31日現 在)	Eコマー スサー ビス業	被所有 間接 100.0%		経営管理	連結納税に 伴う支払	125,845	未払金	125,845

(注)1.上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

# 当事業年度 (白 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

	3 字 未 十 及										
種	会社等		資本金又	事業の	議決権等	関係	内容		四二人始		ᄪᆂᄙᄒ
類	の名称	所在地	は出資金 (百万円)	内容又 は職業	の被所有 割合	役員の	事業上	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			( [ [ ] ]	10440	13 H	兼任等	の関係				
親会社	楽天グ ループ株 式会社	東京都世田谷区	446,769 (2023年12 月31日現 在)	Eコマー スサー ビス業	被所有 間接 100.0%		経営管理	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額	189,064	未払金	189,064

(注)1.上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

削事	<b>耒平</b> 及(F	3 ZUZZ <del>T</del>	-1月1日 王	2022年12	<u>(円31日)</u>						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係 役員の 兼任等	<u>系内容</u> 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟	楽天証券 株式会社	東京都港区	19,495 (2022年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引 サービス 業		兼任 3人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信 託の代行手 数料等 運用受託 報酬	719,836 135,404	未費 未運受報払用 収用託酬	272,230 12,849

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお ります。

2.証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定 しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

<u> </u>	<del>* T / X (                                  </del>	<del>, 2020 i</del>	<u> </u>	2020-12	<del>,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</del>						
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係 役員の 兼任等	系内容 事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟	楽天証券 株式会社	東京都港区	19,495 (2023年12月 31日現在)	インター ネット証 券取引 サービス 業		兼任 3人	当社投資 信託の募 集の取扱 い等	証券投資信 託の代行手 数料等 運用受託 報酬	1,118,719 137,412	未費 未運受報	474,617 12,649

- 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれてお
  - ります。 2.証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定 しております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

楽天グループ株式会社(東京証券取引所に上場) 楽天証券ホールディングス株式会社(非上場)

# (1株当たり情報)

	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
1 株当たり純資産額	222,075円38銭	262,334円11銭
1株当たり当期純利益金額	19,370円74銭	37,292円63銭

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しており ません。
  - 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	当事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	251,819	484,804
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	251,819	484,804
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

#### (重要な後発事象) 該当事項はありません。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
   (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もし くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- 定めるものを除きます。)。 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接入関 (委託会社の総株王等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
   (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
   (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

# 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 (2)訴訟事件その他の重要事項 委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)受託会計

,	ZHIZII		
	名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

# < 再信託受託会社の概要 >

#### (2)販売会社

<u>/                                    </u>		
名 称	資本金の額 (2024年3月末現在)	事業の内容
アーク証券株式会社	2,619百万円	
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
あかつき証券株式会社	3,067百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
おきぎん証券株式会社	850百万円	
Jトラストグローバル証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
第四北越証券株式会社	600百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん
東海東京証券株式会社	6,000百万円	一種並附的の取り来で当ん  でいます。
東武証券株式会社	420百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リーディング証券株式会社	550百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ソニー銀行株式会社	38,500百万円	銀行法に基づき銀行業を営ん
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	でいます。

野村證券株式会社、リーディング証券株式会社は、募集の取扱い・販売は行ないませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支 払いに関する事務を行ないます。

# 2【関係業務の概要】

(1)受託会社 ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。(2)販売会社 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

# 3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。 (2)販売会社 該当事項はありません。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

_		
提出年月日		提出書類
	2023年 9月14日	有価証券届出書
	2023年 9月14日	有価証券報告書
	2024年 3月14日	有価証券届出書
	2024年 3月14日	半期報告書

# 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年2月22日

楽天投信投資顧問株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 事 務 所 東 京

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 業務執行社員

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を対 行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信 投資顧問株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情 報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施してい ない。

# 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評 価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある 場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がな いかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響 を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関 連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

EDINET提出書類

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含 む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独 立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許 容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

楽天投信投資顧問株式会社 取締役会御中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市川 克也

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ブルの2023年6月16日から2024年6月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ブルの2024年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の 責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

# 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立 案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

EDINET提出書類

楽天投信投資顧問株式会社(E15787)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。